町内一斉環境美化活動のお知らせ

問　健康環境課　☎62-2115

町と町保健委員会では、美しいまちづくり推進事業の一環として、第３回町内一斉環境美化活動を実施します。快適な生活環境づくり・町内の環境美化のため、皆様のご協力をお願いします。

●**日　時**：８月２日㈰６時～７時　※小雨決行
●**実施内容**
町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地等及び各家庭周辺の一斉清掃を行います。
燃えるごみ、粗大ごみ、空き缶等の回収は行いません。各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

「男の料理教室」開催

問　花みずき会　会長　稲田　☎62-3702

町内在住または町内に勤務されている 60 歳以上の男性の参加をお待ちしています。
●**日　時**：７月 19 日㈰９時 30 分～
●**場　所**：勤労青少年ホーム
●**対　象**：町内の 60 歳以上の男性
●**会　費**：500 円
●**持参物**：エプロン、バンダナまたは三角巾

「乗り入れブロック」は危険です

問　都市建設課　☎62-2116

住宅や店舗の出入口前の道路上に、乗り入れブロックや鉄板を置いているのを多く見かけますが、これらの行為は危険なため禁止されています。これは道路法に違反するほか、車道に飛び出た部分に自転車やバイクがぶつかって転んだり、交通事故につながったりするなど大変危険です。
このような事故が発生した場合には、置いた人の責任も問われかねません。これらを撤去し「縁石の切り下げ工事（自費）」をして使いましょう。

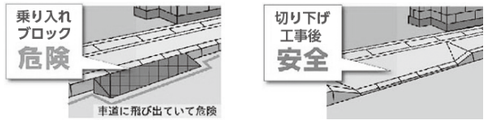

道路にはみ出した庭木の剪定を！

問　都市建設課　☎62-2116

庭木が伸びすぎて道路にはみだすと、歩行者や車の通行の妨げになり、交通事故の原因になりかねません。庭木、生垣を管理されている方は、計画的な剪定をお願いします。

あなたの家は、大丈夫ですか？

町では、昭和 56 年以前の旧建築基準で建てられた建築物の耐震診断及び補強計画の策定と、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された建築物の、耐震改修に対する支援を実施しています。

1　木造住宅耐震診断者派遣事業

次の要件にすべて該当する木造住宅に耐震診断者を派遣し、耐震診断と補強計画の策定を行います。
●**対象住宅**
①町内の木造住宅
②所有者が自ら居住する住宅
③昭和56年５月31日以前に建てられた住宅
④木造３階建て以下の住宅
⑤過去に町耐震診断事業を利用していない住宅
●**費用負担について**　8,000円
●**申込期限**　８月31日㈪
●**申込方法**
都市建設課窓口にて、申請書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

※いずれも申込多数の場合は先着順となります。

2　木造住宅耐震改修助成制度

次の要件にすべて該当する木造住宅の耐震改修工事に対し、工事内容に応じて助成を行います。
●**対象住宅**
①～④は左記派遣事業と同じ
⑤木造住宅耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと診断された住宅
⑥建築基準法に違反していない住宅
●**助成対象となる工事（補助額）**
①一般耐震改修工事（工事費の１/２：上限100万円）
②簡易耐震改修工事（工事費の１/２：上限60万円）
③部分耐震改修工事（工事費の１/２：上限60万円）
●**申込期限**　８月31日㈪
●**申込方法**　左記派遣事業と同じ
※申請前に契約・着手した場合は対象となりません。

●**問い合わせ先**　都市建設課　☎62-2116

高速道路の利用は鏡石スマートＩＣから　午前６時～午後10時　自動二輪・軽・普通車専用（6m未満まで）

個人事業税の納期のお知らせ

問　福島県県中地方振興局県税部
課税第一課　事業税チーム
☎024-935-1251

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第１期分の納期限は８月 31 日㈪です。県中地方振興局県税部から送付される納税通知書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。
また、預金口座から振替納税をする方法もありますので、ご希望の方は預金口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、口座振替を希望する金融機関へお申し出ください。新たに口座振替を申し込まれた場合は、第２期分（11 月 30 日納期限）からの取り扱いとなります。

水道メーター検針のお知らせ

問　上下水道課　☎62-2348

奇数月の 13 ～ 17 日に水道メーター検針を実施しますので、メーターボックス周辺の整理等ご協力をお願いします。なお、６月～７月分の水道メーター検針については７月 13 日㈪～ 17 日㈮に実施します。

水道メーター

納税は口座振替をご利用ください。コンビニでも納付できます。

第 70 回社会を明るくする運動

問　福祉こども課　☎62-2210

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
毎年７月を強調月間として、保護司が中心メンバーとなり青少年非行防止等のＰＲ活動を行っています。
犯罪や非行が生まれるのも、また、社会復帰を果たす場も地域社会です。罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生が円滑に行われるためには、本人の意欲と併せ、その人を取り巻く地域社会の理解と協力が必要となりますので、今後展開される社会を明るくする運動の普及啓発活動に対しまして、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

熱いぜ！まちの火の要人（ひのようじん）

【第２回】

今泉 浩志（いまいずみ ひろし）さん（34）
第４分団　団員
普段のお仕事：会社員

地域活動に何か貢献できることはないかと思っていた時に、消防団からの誘いがあったので参加してみようと思いました。入団して４年になります。火災での出動や地域の行事に参加した際の家族からの労いの言葉が励みになっています。仕事との両立で入団を悩んでいる方もいらっしゃるかと思いますが、まずは参加できる範囲で消防団活動を始めてみてはいかかでしょうか。

「消防署」と「消防団」活動内容の違いは？

消防署は「常備消防」と呼ばれ、消火・救急・救助などの業務を職業として行います。消防団は「非常備消防」と呼ばれ、住民がボランティアで消火活動や水防活動、行方不明者の捜索など幅広い活動を行います。実際の火災現場では、消防署だけでは十分な消火が行えないことも多く、消防団が大きな役割を果たします。よく車の両輪に例えられ、互いの連携が必要不可欠なのです。

消防署員の指導を受け、心肺蘇生法の訓練に取り組む団員

鏡石町消防団に関するお問い合わせは　鏡石町総務課　☎62-2111　E-mail：somu@town.kagamiishi.lg.jp